

道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所出荷要綱

株式会社道の駅みはら

(位置)

第1条 この農産物等直売所（以下、「直売所」という。）は、道の駅みはらの駅舎に開設する。

(目的)

第2条 直売所への出荷等に係る必要な事項をここに定める。

(運営主体)

第3条 直売所は、株式会社道の駅みはら（以下「会社」という）が運営する。

(開設期間・開設時間)

第4条 直売所の開設期間及び開設時間は別途会社が定める。

(出荷者登録)

第5条 直売所へ出荷することができる者は、三原市内で農産物等を生産する個人もしくは法人等で、別紙1の三原市農産物等直売所出荷者協議会加入申込書を会社に提出するとともに、登録料を会社に納入する者とする。

2 登録は個人名又は法人名で行うこととし、任意団体の場合は規約を有することを登録の条件とする。

3 登録料は2,000円、納入後はいかなる場合も返却しない。

(販売方法)

第6条 直売所での販売は原則として委託販売とし、バーコードシールを出荷物単位あたり1枚ずつ、貼付する。

2 バーコードシールがはがれていた場合や汚損し読み取れないものは販売しない。

3 直売所での個人取引は禁止する。

(出荷物の条件)

第7条 出荷者は、消費者の期待と信頼に応えるため、安全で新鮮な生産物の出荷に努めるものとする。また、農薬等を使用する場合は使用基準を厳守するとともに、その使用量を少なくするよう努力する。

2 出荷者は、出荷物に対する責任を負い、出荷物に対して返品または苦情等があった場合は、購入者に対して誠意をもって対応するものとする。

3 加工品の出荷者は製造物責任保険（PL保険）に加入することを義務付ける。

4 出荷物が食品衛生法等の法的規制を受ける場合は、その出荷者の責任において許認可等を得るものとする。また、法令等で定められた表示をしていないものは販売できないものとする。

5 消費者に情報を伝えるため、出荷物の特徴、生産履歴、料理方法などの説明書き等を添付する等、各自工夫するものとする。ただし、法令等を遵守した正しい表示とし、消費者を惑わす誇大または虚偽の表現、薬効等の表示は禁止する。

(出荷物の預かり期間)

第8条 別表1に定める預かり期間を経過した出荷物は、原則、出荷者自らが持ち帰るものとする。

2 預かり期間を経過しても持ち帰らない出荷物は、出荷者に了解なく会社が処分できるものとする。また、その処分にかかった費用は出荷者に請求できるものとする。
(手数料等)

第9条 出荷者は、販売物に対して別表2に定める手数料を会社に納入するものとする。

2 出荷者はバーコードシールを農産物等1枚1円、加工品1枚2円で購入する。
ただし、加工品については、別途協議します。
(精算)

第10条 販売代金は、別表2で定める手数料を控除後精算するものとする。

2 販売代金は毎月15日及び月末締めとし、それぞれ10日後に出荷者の指定する口座に振り込む。
3 振込み日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日に振り込む。
ただし、振込下限額については会社が定めるものとする。
(価格の設定)

第11条 販売価格の設定は次のとおりとする。

2 出荷者は、販売価格を自由に設定できるものとする。ただし、端数は10円単位とする。
3 価格の表示は、消費税込みとする。
4 価格設定に問題がある場合には、道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所出荷者協議会会長（以下「協議会会長」という。）と道の駅みはら駅長（以下「駅長」という）が協議し対処するものとする。
(出荷・陳列の方法)

第12条 出荷・陳列にあたっては次のとおりとする。

2 搬入時間は原則として午前8時から午後4時までとする。
3 出荷品目、出荷量は出荷者の自由とするが、陳列スペース、残品量等を考慮し、会社が制限することができるものとする。
4 出荷物の包装にあたって、ホッチキス針等は危険なので使用を禁止する。
5 出荷物の陳列場所は、会社の社員（以下「社員」という）の決定に従うものとする。
6 社員は、販売状況や出荷物の傷み具合に応じて出荷物の陳列場所の移動や撤去ができるものとする。
(罰則)

第13条 出荷者が本要綱に違反していると認められる場合、駅長は別紙2により改善勧告を行い、その改善が認められない場合には出荷停止の処分を行うことができるものとする。出荷停止処分の期間は直売所への出荷はできないものとする。

2 出荷停止処分が再発した出荷者に対して、会社は協議会会長との協議の上で出荷登録を抹消することができるものとする。
(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項のほか、直売所の運営に関し必要な事項は、協議会会長に意見を聞き会社が定めるものとする。

別表1 預かり期間

区 分	預かり期間	該当農産物等
1	1日	もち・すし等の農産物加工品，葉菜類，果実（2・4以外のもの）
2	2日	アスパラガス，トマト，みょうが
3	3日	ゴボウ，ニンジン，瓜，大根，イチゴ，栗，キウイ，ユズ，リンゴ，梨，柿，桃，梅，ブドウ，花苗，切花，野菜苗
4	4日	カボチャ，タマネギ，イモ類，生卵，キノコ類
5	7日	柑橘類
6	30日	乾燥物，豆類，穀物，自然薯，ヤマノイモ，加工品（区分1以外のもの）

- ①預かり期間内の持ち帰りは自由。
- ②期間内でも傷み，腐敗，異臭等があり販売に適さないと駅長が判断した場合は販売しない。
- ③預かり期間の最長を30日とする。30日経過してまだ販売できる物は，一旦引取り，包装及びバーコードシール等の点検をすること。
- ④農産物加工品の預かり期間は，品質保持期間等（消費期限・賞味期限）以内とする。
- ⑤上記の預かり期間を原則としますが，持ち込んだ時刻や保管方法によって出荷物の状態が異なる場合は駅長の判断で変更することがあります。
- ⑥表にない農産物については，駅長が決定する。

別表2 手数料

種 類	手数料		備考
農産物等	15%	冷蔵・冷凍設備を利用する場合は、3%加算する。	手数料とバーコードシール代を控除し，残額を指定の口座に振り込む。
農産物加工品その他	20%		

- 1 精肉・鮮魚については，別途協議する。

道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所

出荷登録（兼出荷者協議会加入）申込書

道の駅みはら神明の里農産物等直売所出荷要綱及び三原市農産物等出荷者協議会規約を遵守することを誓約し、次のとおり登録（出荷者協議会加入）申込みをします。

平成 年 月 日

株式会社道の駅みはら 様

名 前 (団体名)	フリガナ			印
住 所	〒			
連絡先 (電話番号)	自 宅	—	—	
	F A X	—	—	
	携 帯	—	—	
	メールアドレス			
振込口座	金融機関		支店名	
	預金種目	普通 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
出荷予定 品目	【農産物】 【農産物等加工品】 【その他】			

※ 加工品を出品する場合は、食品衛生法により許可や届出が必要な場合があります。

◎出荷方法についてご希望を伺います。

・自分で持込できる ・集荷をして欲しい

別紙2

道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所出荷等の改善勧告通知書

平成 年 月 日

様

株式会社道の駅みはら駅長

道の駅みはら農産物等直売所を、皆さんとともに消費者に喜ばれるよりよい産直市とするため、出荷にあたって次の事項を改善していただきますようお願いいたします。なお、この内容に不明な点等がございましたら、「株式会社道の駅みはら」駅長までご相談ください。

内 容

--